# 第４編　地震・津波災害防災計画

## 第１章　地震・津波の想定

### 第１節　計画で想定する地震・津波

#### １　基本的な考え方

（１）地震

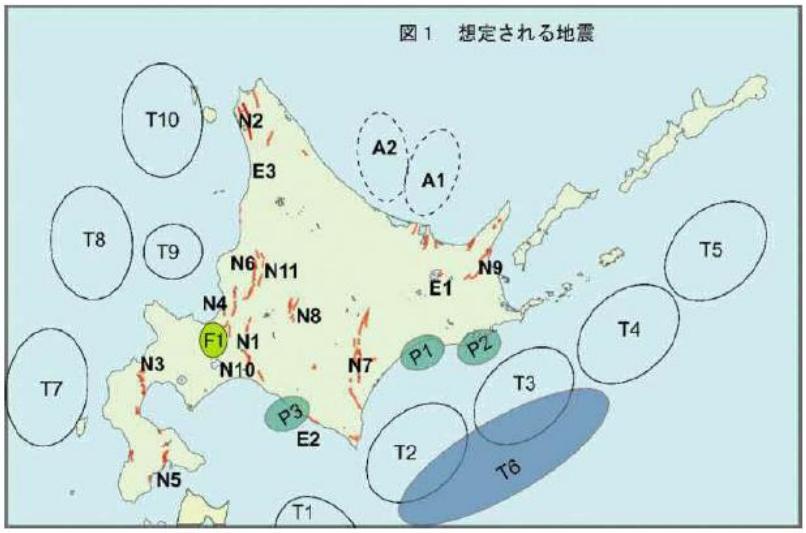
北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく２つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成５年(1993 年)釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を整理した。（参照：北海道地域防災計画）

| 地　震 | | 断層モデル* | 例（発生年） | 位置 | マグニチュード | 長さkm |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 海溝型地震 | | | | | | |
| | （千島海溝/日本海溝） | | | | | |
| T1 | 三陸沖北部 | 地震本部/中防 | 1968年 | 既知 | 8.0 | —— |
| T2 | 十勝沖 | 地震本部/中防 | 2003年 | 既知 | 8.1 | —— |
| T3 | 根室沖 | 地震本部/中防 | 1894年 | 既知 | 7.9 | —— |
| T4 | 色丹島沖 | 地震本部/中防 | 1969年 | 既知 | 7.8 | —— |
| T5 | 択捉島沖 | 地震本部/中防 | 1963年 | 既知 | 8.1 | —— |
| T6 | 500年間隔地震 | 地震本部/中防 | 未知 | 推定 | 8.6 | —— |
| | （日本海東縁部） | | | | | |
| T7 | 北海道南西沖 | —— | 1993年 | 既知 | 7.8 | —— |
| T8 | 積丹半島沖 | —— | 1940年 | 既知 | 7.8 | —— |
| T9 | 留萌沖 | —— | 1947年 | 既知 | 7.5 | —— |
| T10 | 北海道北西沖 | 地震本部/中防 | 未知 | 推定 | 7.8 | —— |
| | （プレート内） | | | | | |
| P1 | 釧路直下 | —— | 1993年 | 既知 | 7.5 | —— |
| P2 | 厚岸直下 | —— | 1993年型 | 推定 | 7.2 | —— |
| P3 | 日高西部 | —— | 1993年型 | 推定 | 7.2 | —— |
| 内陸型地震 | | | | | | |
| | （活断層帯） | | | | | |
| N1 | 石狩低地東縁主部 | 地震本部 | | 既知 | 7.9 | 68 |
| | 主部北側 | | | | 7.5 | 42 |
| | 主部南側 | | | | 7.2 | 26 |
| N2 | サロベツ | 地震本部 | | 既知 | 7.6 | 44 |
| N3 | 黒松内低地 | 地震本部 | | 既知 | 7.3 | 34 |
| N4 | 当別 | 地震本部 | | 既知 | 7.0 | 22 |
| N5 | 函館平野西縁 | 地震本部 | | 既知 | 7.0~7.5 | 25 |
| N6 | 増毛山地東縁 | 地震本部 | | 既知 | 7.8 | 64 |
| N7 | 十勝平野 | 地震本部 | | 既知 | | |
| | 主部 | | | | 8.0 | 88 |
| | 光地園 | | | | 7.2 | 28 |
| N8 | 富良野 | 地震本部 | | 既知 | | |
| | 西部 | | | | 7.2 | 28 |
| | 東部 | | | | 7.2 | 28 |
| N9 | 標津 | 地震本部 | | 既知 | 7.7以上 | 56 |
| N10 | 石狩低地東縁南部 | 地震本部 | | 既知 | 7.7以上 | 54以上 |
| N11 | 沼田-砂川付近 | 地震本部 | | 既知 | 7.5 | 40 |
| | （伏在断層） | | | | | |
| F1 | 札幌市直下 | 札幌市 | 未知 | 推定 | 6.7~7.5 | —— |
| | （既往の内陸地震） | | | | | |
| E1 | 弟子屈地域 | —— | 1938年 | 推定 | 6.5 | —— |
| E2 | 浦河周辺 | —— | 1982年 | 推定 | 7.1 | —— |
| E3 | 道北地域 | —— | 1874年 | 推定 | 6.5 | —— |
| | （オホーツク海） | | | | | |
| A1 | 網走沖 | —— | 未知 | 推定 | 7.8 | 60 |
| A2 | 紋別沖（紋別構造線） | —— | 未知 | 推定 | 7.9 | 70 |

*断層モデルを公表している機関．地震本部：地震調査研究推進本部，中防：中央防災会議．

出典：北海道地域防災計画




出典：北海道地域防災計画

（２）津波

北海道は、「平成５年（1993 年）北海道南西沖地震」や「平成 15 年(2003 年）十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、津波発生時における町民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

平成 23 年（2011 年）３月 11 日に発生した「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいく。

北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成しているが、令和２年４月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和３年７月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。（参考：北海道地域防災計画）

## ２　白老町における地震想定

（１）内陸型地震

平成 30（2018）年９月に発生した北海道胆振東部地震では、白老町で過去最高震度となる震度５弱を記録した。

平成 30（2018）年２月に北海道が公表した調査結果した（平成 28 年度地震被害想定調査結果）によると、白老町において震度が最大となる直下型地震は、石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ３ｋｍ、モデル 30_5、Mw7.16）によるものと想定されており、その震度は６強である。

また、上記想定地震が発生した場合の白老町における被害想定については次表のとおり。

| 被害想定項目 | | 小項目 | 冬・早朝 | 夏・昼間 | 冬・夕方 |
|---|---|---|---|---|---|
| 急傾斜地崩壊危険度 | | 崩壊危険度Ａ（箇所） | 16 箇所 | 16 箇所 | 16 箇所 |
| | | 崩壊危険度Ｂ（箇所） | 12 箇所 | 12 箇所 | 12 箇所 |
| | | 崩壊危険度Ｃ（箇所） | 7 箇所 | 7 箇所 | 7 箇所 |
| 建物被害 | 揺れによる建物被害 | 揺れによる全壊棟数 | 8 棟 | 8 棟 | 8 棟 |
| | | 揺れによる半壊棟数 | 71 棟 | 71 棟 | 71 棟 |
| | 液状化による建物被害 | 液状化による全壊棟数 | 1 棟未満 | 1 棟未満 | 1 棟未満 |
| | | 液状化による半壊棟数 | 1 棟未満 | 1 棟未満 | 1 棟未満 |

| 被害想定項目 | | 小項目 | 冬・早朝 | 夏・昼間 | 冬・夕方 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 急傾斜地崩壊による建物被害 | 急傾斜地崩壊による全壊棟数 | 3 棟 | 3 棟 | 3 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊による半壊棟数 | 8 棟 | 8 棟 | 8 棟 |
| | 計 | 全壊棟数 | 12 棟 | 12 棟 | 12 棟 |
| | | 半壊棟数 | 81 棟 | 81 棟 | 81 棟 |
| 火災被害 | | 全出火件数 | 1 件未満 | 1 件未満 | 1 件未満 |
| | | 炎上出火件数 | 1 件未満 | 1 件未満 | 1 件未満 |
| | | 焼失棟数 | 1 棟未満 | 1 棟未満 | 1 棟 |
| 人的被害 | 揺れによる人的被害 | 揺れによる死者数 | 1 人未満 | 1 人未満 | 1 人未満 |
| | | 揺れによる重傷者数 | 1 人 | 1 人未満 | 1 人未満 |
| | | 揺れによる軽傷者数 | 12 人 | 5 人 | 9 人 |
| | 急傾斜地崩壊による人的被害 | 急傾斜地崩壊による死者数 | 1 人未満 | 1 人未満 | 1 人未満 |
| | | 急傾斜地崩壊による重傷者数 | 1 人 | 1 人未満 | 1 人未満 |
| | | 急傾斜地崩壊による軽傷者数 | 3 人 | 1 人 | 2 人 |
| | 火災被害による人的被害 | 火災による死者数 | 1 人未満 | 1 人未満 | 1 人未満 |
| | | 火災による重傷者数 | 1 人未満 | 1 人未満 | 1 人未満 |
| | | 火災による軽傷者数 | 1 人未満 | 1 人未満 | 1 人未満 |
| | 計 | 死者数 | 1 人未満 | 1 人未満 | 1 人未満 |
| | | 重傷者数 | 2 人 | 1 人 | 2 人 |
| | | 軽傷者数 | 16 人 | 7 人 | 11 人 |
| | 避難者数 | 避難所生活者数 | 1,076 人 | 1,076 人 | 1,077 人 |
| | | 避難所外避難者数 | 579 人 | 579 人 | 580 人 |
| | | 避難者数計 | 1,655 人 | 1,655 人 | 1,656 人 |
| ライフライン被害 | 上水道の被害 | 被害箇所数 | 61 箇所 | 61 箇所 | 61 箇所 |
| | | 断水世帯数(直後) | 4,160 世帯 | 4,160 世帯 | 4,160 世帯 |
| | | ※断水人口（直後） | 9,159 人 | 9,159 人 | 9,159 人 |
| | | 断水世帯数(1 日後) | 2,376 世帯 | 2,376 世帯 | 2,376 世帯 |
| | | ※断水人口（1 日後） | 5,231 人 | 5,231 人 | 5,231 人 |
| | | 断水世帯数(2 日後) | 2,292 世帯 | 2,292 世帯 | 2,292 世帯 |
| | | ※断水人口（2 日後） | 5,047 人 | 5,047 人 | 5,047 人 |
| | | 復旧日数(人員 1/2) | － | － | － |
| | | 復旧日数(人員 1/4) | － | － | － |
| | 下水道の被害 | 被害延長(km) | 4.1km | 4.1km | 4.1km |
| | | 機能支障世帯数 | 237 世帯 | 237 世帯 | 237 世帯 |
| | | ※機能支障人口 | 521 人 | 521 人 | 521 人 |
| | | 復旧日数(人員 1/2) | － | － | － |
| | | 復旧日数(人員 1/4) | － | － | － |
| 交通施設被害 | 主要な道路の被害 | 被害箇所数 | 11 箇所 | 11 箇所 | 11 箇所 |
| | その他の道路の被害 | 被害箇所数 | 44 箇所 | 44 箇所 | 44 箇所 |
| | 橋梁(15m 以上)の被害 | 不通箇所数 | 1 箇所未満 | 1 箇所未満 | 1 箇所未満 |
| | | 通行支障箇所数 | 1 箇所未満 | 1 箇所未満 | 1 箇所未満 |
| | 橋梁(15m 未満)の被害 | 不通箇所数 | 1 箇所未満 | 1 箇所未満 | 1 箇所未満 |
| | | 通行支障箇所数 | 1 箇所未満 | 1 箇所未満 | 1 箇所未満 |

（２）海溝型地震・津波

海溝型地震に伴う津波浸水域の想定については、令和２年の内閣府による巨大地震モデル公表を受けて令和３年７月に北海道より公表された「北海道太平洋沿岸における津波浸水想定」における最大クラスの津波が想定される日本海溝型の三陸・日高沖地震を想定対象とし、被害想定については、令和４年７月に公表され、当町の場合、津波浸水予想人口は最大 13,892 人と推定されている。

白老町各代表地点における最大水位と第１波到達時間及び影響開始時間。また、被害想定は次表のとおり。

●津波想定高

| 代表地点名 | 最大水位（m） | 第１波到達時間（分） | 影響開始時間（分） |
|---|---|---|---|
| 社台川河口 | 8.9 | 40 | 10 |
| 白老大町 | 8.5 | 39 | 10 |
| 白 老 港 | 8.5 | 39 | 11 |
| 竹　　浦 | 8.6 | 39 | 9 |
| 虎杖浜 | 8.4 | 39 | 9 |

＜最大水位＞　海岸線においての最大津波の高さ
＜第１波到達時間＞　海岸線において第１波の津波水位が最大となるまでの時間
＜影響開始時間＞　地震による地盤沈下に伴い低下した地震発生直後の海面（初期水位）から、±20ｃｍの変動が生じるまでの時間。（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）

**＜内閣府による広域的被害想定の概要（日本海溝モデル）＞**
全壊・焼失棟数：約 220 千棟
死者数：約 6 千人～約 199 千人
負傷者数：約 3.3 千人～約 22 千人
津波被害に伴う要救助者数：約 66 千人～約 69 千人
低体温症要対処者数：約 42 千人
経済的被害額：約 31 兆円

当町の建物等被害想定（日本海溝モデル）

| 項目 | 夏・昼 | 冬・夕 | 冬・深夜 |
|---|---|---|---|
| 揺れによる全壊 | ― | ― | ― |
| 液状化による全壊 | 250棟 | 250棟 | 250棟 |
| 津波による全壊 | 8,300棟 | 8,300棟 | 8,300棟 |
| 急傾斜地崩壊による全壊 | ― | ― | ― |

当町の人的被害（死者数）想定（日本海溝モデル）

| 項目 | | 夏・昼 | 冬・夕 | 冬・深夜 |
|---|---|---|---|---|
| 建物倒壊による死者（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物） | | ― | ― | ― |
| 津波による死者（※） | 早期避難率 高＋呼びかけ | 1,900人 | 4,900人 | 4,000人 |
| | 早期避難率 低 | 7,300人 | 8,700人 | 6,800人 |
| 急傾斜地崩壊による死者 | | ― | ― | ― |

※津波による死者は、「早期避難率 高＋呼びかけ」は津波避難ビル等を考慮した場合、「早期避難率 低」は津波避難ビル等を考慮しない場合である。
※冬季は、積雪時を想定

当町の負傷者想定（日本海溝モデル）

| 項目 | 夏・昼 | 冬・夕 | 冬・深夜 |
|---|---|---|---|
| 避難意識高+呼びかけ | 10人 | 20人 | 20人 |
| 避難意識低 | 70人 | 90人 | 130人 |

当町の低体温症要対処者数（日本海溝モデル）

| 項目 | 夏・昼 | 冬・夕 | 冬・深夜 |
|---|---|---|---|
| 低体温症要対処者 | | | 900人 |

当町の避難者数の想定（日本海溝モデル）

| 項目 | 夏・昼 | 冬・夕 | 冬・深夜 |
|---|---|---|---|
| 避難者 | | 4,100人 | |

**＜内閣府による広域的ライフライン被害想定と復旧予測の概要（日本海溝モデル）＞**

上　　水　　道：最大約 50 万人が断水、解消まで最大約２週間を要する。
下　　水　　道：最大約 344 万人が利用困難となり、解消まで約６週間を要する。
電　　　　力：最大約 22 万軒が停電、解消まで数日間を要する。
固　定　電　話：最大約 16 万回線が不通となり（通信規制による通話支障は考慮外）、解消まで数日間を要する。
携　帯　電　話：基地局の非常用電源による電力供給が停止する１日後に停波基地局率が最大となる。なお、被災直後は輻輳により大部分の通話が困難となる。
インターネット：固定電話回線の被災や基地局停波により利用できないエリアが発生。
ガス（都市ガス）：製造所の津波浸水により、最大約９万戸の供給が停止し、約５週間後に製造所が復旧し、徐々に供給支障が解消される。

# 第２章　地震・津波情報等の伝達計画

## 第１節　地震・津波情報等の伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

### １　緊急地震速報

（１）緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

（２）緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、地方公共団体等に伝達される。地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

### ２　津波警報等の種類及び内容

（１）津波警報等の種類

ア　大津波警報及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

イ　津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ　津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

（２）発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報

では予想される津波の高さも数値で発表する。

ア　津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報の発表基準

| 津波警報等の種　類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | とるべき行動 |
|---|---|---|---|---|
| | | 数値での発表（津波の高さの予想の区分） | 巨大地震の場合の発表 | |
| 大津波警報（特別警報） | 予想される津波の高さが高いところで３mを超える場合 | 10m超（10m<予想高さ） | 巨大 | （巨大）<br>木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる、沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。<br>警報が解除されるまで陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。<br><br>（高い）<br>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。<br>人は津波による流れに巻き込まれる。<br>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| | | 10m（5m<予想高さ≦10m） | | |
| | | ５m（3m<予想高さ≦5m） | | |
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで１mを超え、3m以下の場合 | ３m（1m<予想高さ≦3m） | 高い | |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | １m（0.2m≦予想高さ≦1m） | （表記なし） | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。<br>海水浴や磯釣りは危険なので行わない。<br>注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。 |

イ　津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

気象庁は地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、以下の内容を発表する。

| 種類 | 発表基準 | 発表内容 |
|---|---|---|
| 津波予報 | 津波が予想されないとき<br>（地震情報に含めて発表） | 津波の心配なしの旨を発表 |
| | 0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表） | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表 |
| | 津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき<br>（津波に関するその他の情報に含めて発表） | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

（３）地震・津波に関する情報の種類と内容

ア　地震に関する情報

| 種類 | 発表基準 | 内　容 |
|---|---|---|
| 震度速報 | ・震度３以上 | 地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報 |
| 震源に関する情報 | ・震度３以上<br>（大津波警報・津波警報・注意報を発表した場合は発表しない） | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 |
| 震度・震源に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合<br>・震度３以上<br>・大津波警報、津波警報又は注意報発表時<br>・若干の海面変動が予想される場合<br>・緊急地震速報（警報）を発表した場合 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。<br>震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |
| 各地の震度に関する情報 | ・震度１以上 | 震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表<br>震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表<br>※地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等<br>・マグニチュード7.0以上 | 地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 |

| | | |
|---|---|---|
| | ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表 |
| 推計震度分布図 | ・震度５弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに250mの格子毎に推計した震度（震度４以上）を図情報として発表 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等<br>・マグニチュード7.0以上<br>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度３以上 | 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとに長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分程度で気象庁ホームページ上に掲載)。 |

イ　地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

| 解説資料等の種類 | 発表基準 | 内容 |
|---|---|---|
| 地震解説資料<br>（速報版）※ | 以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表<br>・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く）<br>・（担当地域で）震度４以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） | 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。<br>・地震解説資料（全国速報版）<br>上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。<br>・地震解説資料（地域速報版）<br>上記内容について、発表基準を満たした都道府県別にとりまとめた資料。 |
| 地震解説資料<br>（詳細版） | 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表<br>・津波警報・津波注意報発表時 | 地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表する。<br>・地震解説資料（全国詳細版）<br>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やそ |

| | | |
|---|---|---|
| | ・（担当地域で）震度５弱以上を観測<br>・社会的に関心の高い地震が発生 | の後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等をまとめた資料。<br>・地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて単独で提供されることもある）。 |
| 地震活動図 | ・定期（毎月初旬） | 地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及びその地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。 |
| 週間地震概況 | ・定期（毎週金曜） | 防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況をとりまとめた資料。（※１） |

（※１）地方気象台でも作成している場合は、「○○地方」の前に「都道府県内及び」を加えるなど、実情に応じて修正する。

ウ　津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

| | 情報の種類 | 発表内容 |
|---|---|---|
| 津波情報 | 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表<br>〔発表される津波の高さの値は、第２（２）アの津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照〕 |
| | 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表 |
| | 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１） |
| | 沖合の津波観測に関する情報 | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２） |
| | 津波に関するその他の情報 | 津波に関するその他必要な事項を発表 |

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

| 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 発表内容 |
|---|---|---|
| 大津波警報を発表中 | １ｍを超える | 数値で発表 |
| | １ｍ以下 | 「観測中」と発表 |
| 津波警報を発表中 | 0.2m以上 | 数値で発表 |
| | 0.2m未満 | 「観測中」と発表 |
| 津波注意報を発表中 | （すべての場合） | 数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現） |

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
・ただし、沿岸からの距離が 100㎞ を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

| 津波警報等の発表状況 | 沿岸で推定される津波の高さ | 発表内容 |
|---|---|---|
| 大津波警報を発表中 | ３ｍを超える | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | ３ｍ以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表 |
| 津波警報を発表中 | １ｍを超える | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | １ｍ以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表 |
| 津波注意報を発表中 | （すべての場合） | 沖合での観測値、沿岸での推定ともに数値で発表 |

※津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそ

れがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

## ３　地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

### （１）地震に関する情報

ア　緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称




| 都道府県名 | 府県名称 | 区域名 |
|---|---|---|
| 北海道 | 北海道道南 | 胆振地方中東部 |

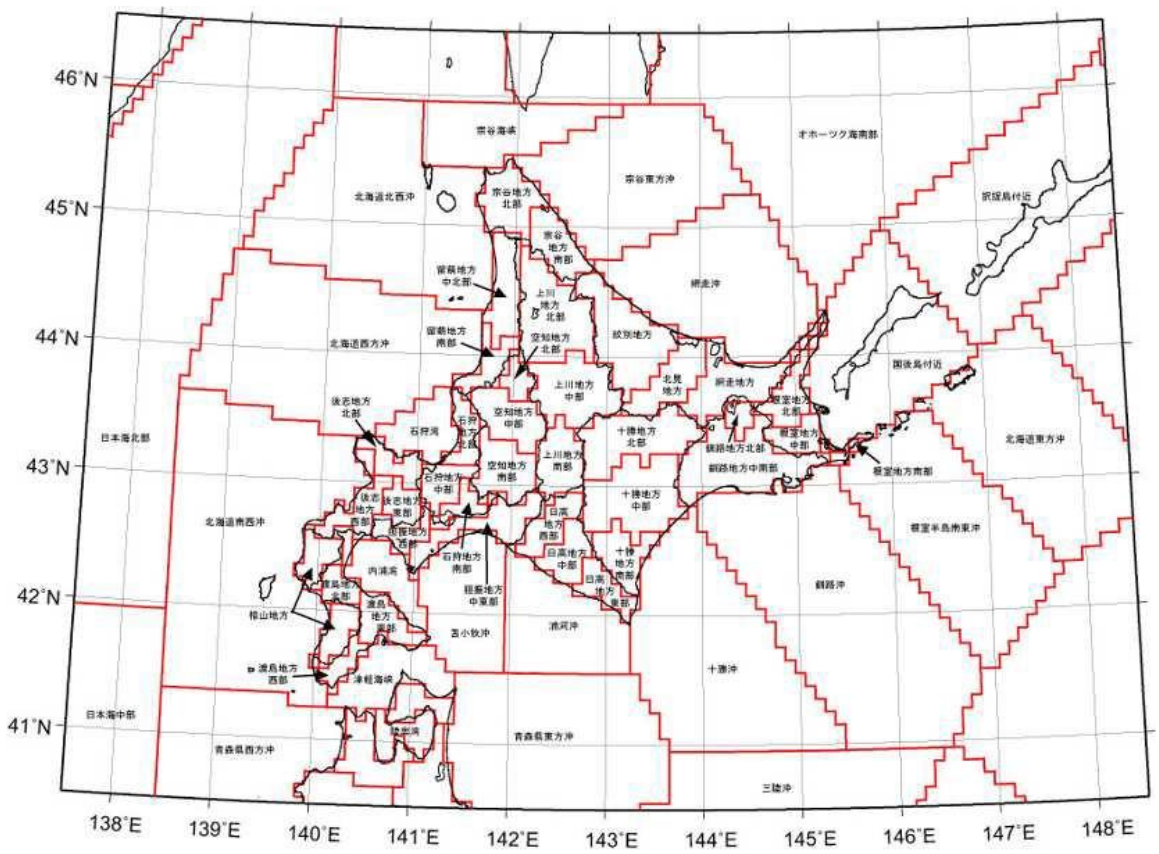
イ　震度速報、震源・震度に関する情報の発表に用いる地域名と市町村名




地域名

| 地域名 | 市町村名 |
|---|---|
| 胆振地方中東部 | 室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町 |

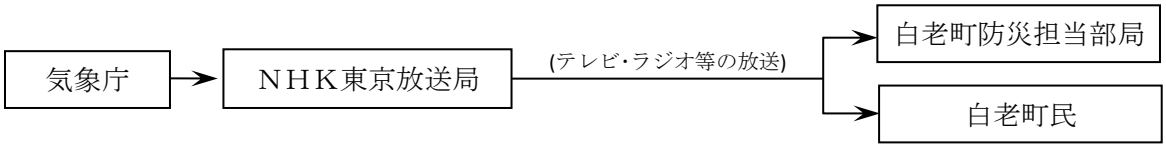
ウ　震央地名




エ　白老町の震度観測地点

| 地域名称 | 市町村名 | 震度発表名称 | 観測機関 |
|---|---|---|---|
| 胆振地方中東部 | 白老町 | 白老町大町<br>白老町緑丘 | 気象庁<br>防災科学技術研究所 |

エ　気象庁が発表する地震動警報の伝達については次のとおりである。



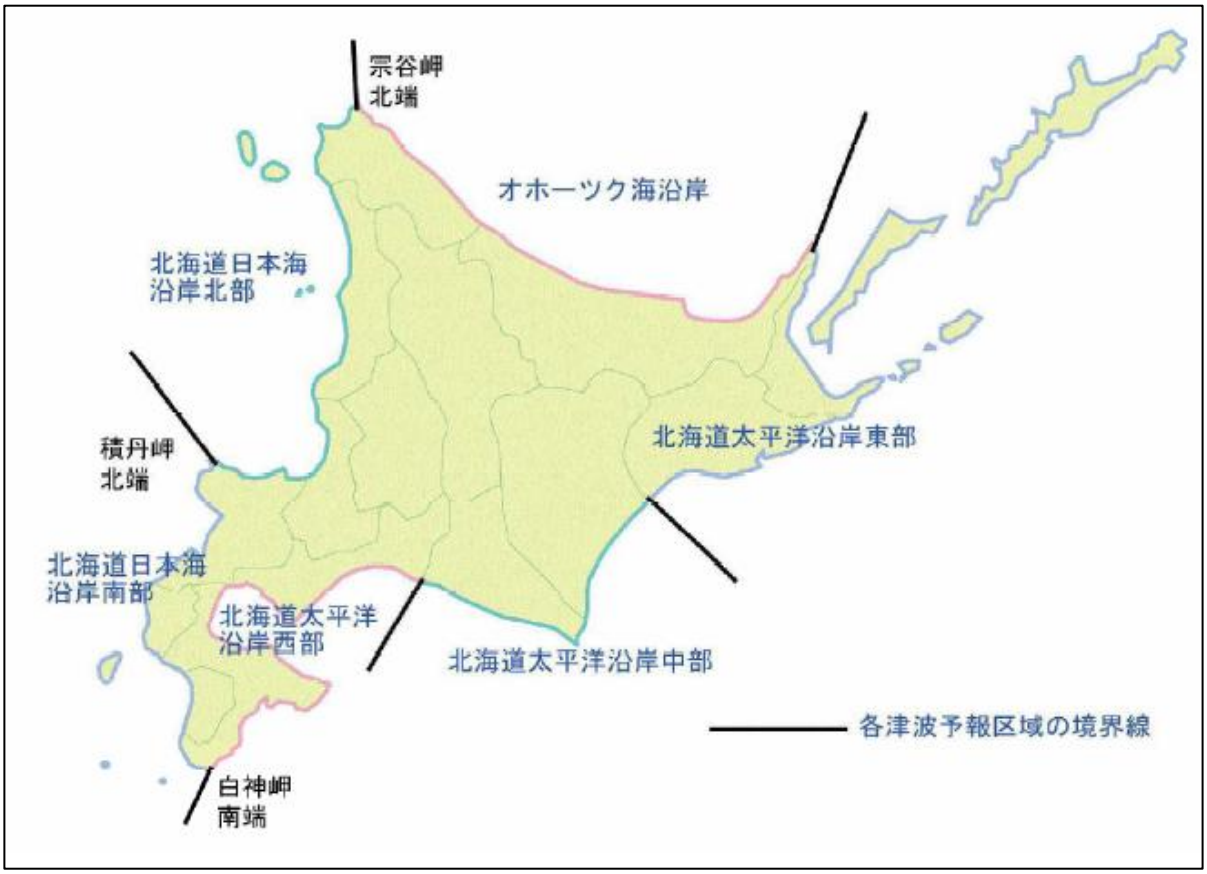

※なお、地震動予報についてはテレビ、ラジオ等の放送は行わない

（２）津波に関する情報

ア　津波予報区

白老町の津波予報区域名は、「北海道太平洋沿岸西部」である。

津波予報区域図

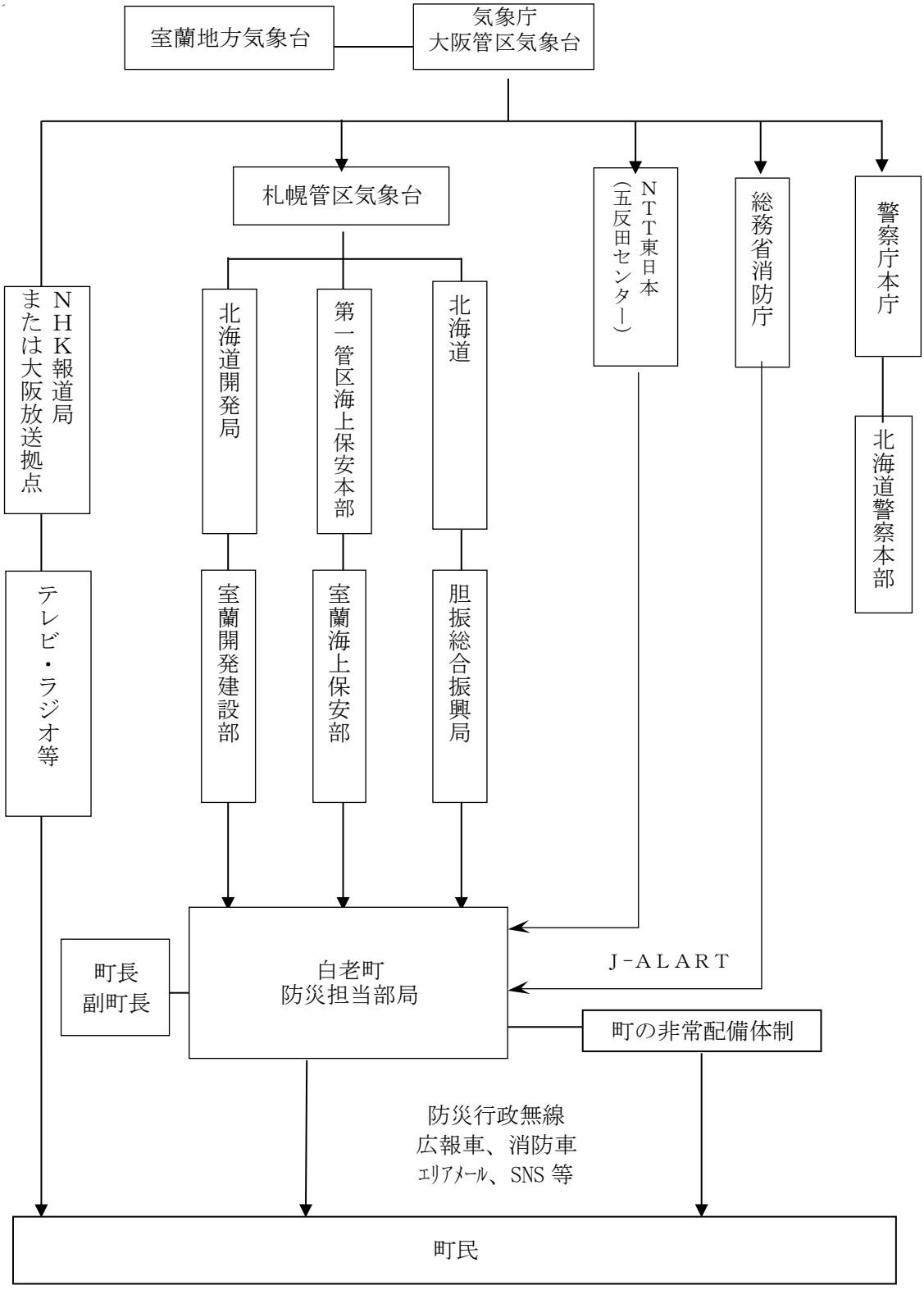



イ　白老町の津波観測地点・津波到達予想地点

| 地域名称 | 津波到達予想時刻及び津波の観測値を発表する地点 |
|---|---|
| 北海道太平洋沿岸西部 | 白老港 |

## ４　津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。



## ５　異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
また、通報を受けた町長は速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。
（１）地震に関する事項　頻発地震、異常音響及び地変
（２）水象に関する事項　異常潮位又は異常波浪

## ６　気象庁震度階級と現象・被害予想

気象庁が発表する震度と、人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況の関連については、次のとおりである。

| 震度階級 | 人の体感・行動 | 屋内の状況 | 屋外の状況 |
|---|---|---|---|
| 0 | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。 | | |
| 1 | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。 | | |
| 2 | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。 | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。 | |
| 3 | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。 | 電線が少し揺れる。 |
| 4 | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。 | 電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 | 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。 |
| ５弱 | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。 |
| ５強 | 大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。 | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 |
| ６弱 | 立っていることが困難になる。 | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 |
| ６強 | 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。 | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 |
| 7 | | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。 |

※

# 第３章　災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

## 第１節　町民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年３月の東日本大震災等の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

### １　家庭における措置

（１）平常時の心得

ア　地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
イ　がけ崩れ、津波に注意する。
ウ　建物の補強、家具の固定をする。
エ　火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
オ　飲料水や消火器の用意をする。
カ　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
キ　地域の防災訓練に進んで参加する。
ク　隣近所と地震時の協力について話し合う。
ケ　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

（２）地震発生時の心得

ア　まずわが身の安全を図る。
イ　特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
ウ　揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
エ　火が出たらまず消火する。
オ　あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
カ　狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
キ　山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
ク　避難は徒歩で、持物は最小限にする。
ケ　みんなが協力し合って、応急救護を行う。
コ　正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
サ　秩序を守り、衛生に注意する。

### ２　職場における措置

（１）平常時の心得

ア　消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
イ　消防計画により避難訓練を実施すること。
ウ　とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
エ　重要書類等の非常持出品を確認すること。

オ　不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

（２）地震発生時の心得

ア　まずわが身の安全を図る。

イ　特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。

ウ　揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。

エ　職場の消防計画に基づき行動すること。

オ　職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。

カ　正確な情報を入手すること。

キ　近くの職場同士で協力し合うこと。

ク　エレベーターの使用は避けること。

ケ　マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

## ３　駅やデパート等の集客施設でとるべき措置

ア　館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。

イ　あわてて出口・階段などに殺到しないこと。

ウ　吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

## ４　街など屋外でとるべき措置

ア　ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。

イ　ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。

ウ　丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

## ５　運転者のとるべき措置

（１）走行中のとき

ア　走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。

イ　走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

ウ　停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

エ　車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

（２）避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

## ６　津波に対する心得

（１）一般町民

ア　強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。

イ　「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。

ウ　津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。

エ　津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。

オ　強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。

カ　大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。

キ　大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。

ク　沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。

ケ　正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

コ　津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

サ　津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

（２）船舶関係者

ア　強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

（ア）津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場に避難する。

（イ）津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

イ　正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

ウ　津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

## 第２節　地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

### １　地震に強いまちづくり

（１）町及び防災関係機関は、避難路、避難所、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川、港湾、漁港など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面、緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを推進する。

（２）町及び防災関係機関は、ビル、大型店舗、駅など不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

### ２　建築物等の安全化

（１）町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

（２）町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

（３）町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

（４）町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
（５）町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
（６）町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
（７）町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
（８）町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

### ３　主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

### ４　通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

### ５　ライフライン施設等の機能の確保

（１）町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
　特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
（２）町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
（３）町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
（４）　町及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

### ６　復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となるスペースの確保に努める。

### ７　液状化対策

（１）町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
（２）個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。
（３）町は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

### ８　危険物施設等の安全確保

**町及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。**

## ９　災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺町民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

## １０　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

（１）町は、道が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、その整備を重点的・計画的に進めることとする。

（２）計画対象事業

ア　避難地
イ　避難路
ウ　消防用施設
エ　消防活動用道路
オ　緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
カ　医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立義務教育学校、公立中等教育学校(前期課程）、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
キ　津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
ク　砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
ケ　地域防災拠点施設
コ　防災行政無線施設、設備
サ　飲料水確保施設、電源確保施設等
シ　非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
ス　負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
セ　老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

## １１　津波に強いまちづくり

（１）津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

（２）町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

（３）町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため，関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

（４）町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

## 第３節　地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般町民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

### １　防災知識の普及・啓発

（１）町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

（２）町及び防災関係機関は、一般町民に対し次により防災知織の普及・啓発を図る。

ア　啓発内容

（ア）地震・津波に対する心得
（イ）地震・津波に関する一般知識
（ウ）非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
（エ）建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
（オ）災害情報の正確な入手方法
（カ）出火の防止及び初期消火の心得
（キ）ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
（ク）自動車運転時の心得
（ケ）救助・救護に関する事項
（コ）避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
（サ）水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
（シ）要配慮者への配慮
（ス）各防災関係機関が行う地震災害対策

イ　普及方法

（ア）テレビ、ラジオ、新聞の利用
（イ）インターネット、ＳＮＳの利用
（ウ）広報誌（紙）、広報車両の利用
（エ）映画、スライド、ビデオ等による普及
（オ）パンフレットの配布
（カ）講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

（３）町及び防災関係機関は、町民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

### ２　学校等教育関係機関における防災思想の普及

（１）学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

（２）児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。

（３）地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。

（４）社会教育においては、ＰＴＡ、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

### ３　普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

## 第４節　津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次に定めるところによる。

### １　基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、

（１）発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

（２）最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、町民等の避難を軸として地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、道及び町の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、町民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

### ２　津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として、町は過去の被害状況や令和３年７月に公表された「北海道太平洋沿岸における津波浸水想定」の成果を踏まえて、指定緊急避難場所の整備や防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、町民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、「白老町津波避難計画」の作成や「白老町防災マップ」（津波ハザードマップ）を配布するとともに、津波に関する掲示板等を設置し、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

（１）津波等災害予防施設の整備

ア　港湾管理者及び漁港管理者は、津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤等の外郭施設及び津波漂流物対策施設の整備に努めるものとする。

イ　道路管理者は、津波による災害予防施設としての効果を有する道路や避難路などの道路整備に努めるものとする。

（２）津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

ア　津波警報等の迅速かつ確実な伝達

（ア）札幌管区気象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、沿岸市町村等への大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

（イ）道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）に

より、津波災害情報の伝達体制を整備する。
（ウ）国、道及び町は、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表を図るものとする。

イ　伝達手段の確保

町は、町民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

ウ　伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

エ　津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

オ　町

町は、地域町民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域町民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

カ　学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

（３）津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

ア　一般町民に対し、周知を図る事項

（ア）強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
（イ）「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。
（ウ）津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
（エ）津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性がある。
（オ）強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
（カ）大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される、これら津波警報等の精度には、一定の限界がある。
（キ）大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
（ク）沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
（ケ）正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
（コ）津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
（サ）津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注

意報の解除まで気をゆるめない。

イ　船舶関係者に対し、周知を図る事項

（ア）強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

ａ　津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。

ｂ　津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

（イ）正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

（ウ）津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

ウ　漁業地域において、周知を図る事項

（ア）陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。

（イ）漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね 50ｍ以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

（ウ）避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

## 第５節　火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

### １　地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、町火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

### ２　火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

（１）一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

（２）防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。

（３）ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

### ３　予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

（１）消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。

（２）消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

### ４　消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

### ５　消防計画の整備強化

町の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

（１）消防力等の整備

（２）災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査

（３）消防職員及び消防団員の教育訓練

（４）査察その他の予防指導

（５）その他火災を予防するための措置

## 第６節　危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は次のとおりである。

### １　事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

（１）事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
（２）事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
（３）危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
（４）事業所等における自主保安体制の確立強化
（５）事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
（６）事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
（７）危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

### ２　危険物保安対策

（１）事業者

ア　消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ　危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

（２）町（消防機関）

ア　消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ　事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

（３）北海道警察（苫小牧警察署）

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

### ３　火薬類保安対策

（１）事業者

ア　火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告するものとする。

（２）北海道警察（苫小牧警察署）

ア　火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るもの

とする。
　また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。
イ　火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
ウ　火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

（３）町（消防機関）
　火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

### ４　高圧ガス保安対策

（１）事業者
ア　高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
イ　高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

（２）北海道警察（苫小牧警察署）
ア　人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
イ　高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

（３）町(消防機関)
　火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

### ５　毒物・劇物災害対策

（１）事業者
ア　毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業員に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
イ　毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を地域保健室（保健所）、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

（２）北海道警察（苫小牧警察署）
　必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

（３）町（消防機関）
　火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## 第７節　建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎょするための計画は、次のとおりである。

### １　建築物の防災対策

（１）木造建築物の防火対策の促進

町は、町内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

（２）既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、町民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

更に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

（３）ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

（４）窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上３階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

（５）被災建築物の安全対策

ア　町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

イ　町は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、町民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

### ２　がけ地に近接する建築物等の防災対策

（１）町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

（２）町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。また、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

## 第８節　土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画については、第３編第３章第４節「土砂災害予防計画」(P110)に定めるところによる。

## 第９節　液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

### １　現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」(1964 年)を契機として、認識されたところである。「平成７年(1995 年)兵庫県南部地震」においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「1968 年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。「平成５年(1993 年）釧路沖地震」、「平成５年（1993 年）北海道南西沖地震」、「平成６年（1994 年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成 15 年（2003 年）十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成 30 年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

### ２　液状化対策の推進

（１）町及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

## 第１０節　救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画

地震・津波の災害時において、食糧、飲料水、寝具及び衣料品等の生活必需品など、町民の生活を守る救援物資を迅速に確保し、応急対策活動を円滑に実施するための計画は、第２編第１章第３節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」（P25）によるものとする。

# 第４章　避難対策計画

## 第１節　応急活動及び職員動員計画

地震が発生し、又は大津波警報（特別警報）、津波警報が発表された場合にあっては、第１編第３章第２節災害対策本部（P14）の定めるところによる。

## 第２節　避難対策計画

地震・津波災害時において町民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次に定めるところによる。

### １　避難実施責任者及び措置内容

火災、山(崖)崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、町民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対し必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯において高齢者等避難の発令に努めるものとする。

（１）町長（基本法第 60 条）

ア　町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

（ア）避難のための立退きの指示

（イ）必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

（ウ）緊急安全確保措置の指示

（エ）大津波警報（特別警報）など津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台などの安全な場所へ避難させる等の措置

また、避難指示等の発令等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ＳＮＳ、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の町民に迅速かつ的確に伝達する。

イ　町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ　町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに胆振総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

（２）水防管理者(水防法第 29 条)

ア　水防管理者（水防管理団体である市町村の長等）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ　水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

（３）知事又はその命を受けた道の職員（基本法第 60 条・第 72 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

ア　知事（胆振総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事（胆振総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

イ　知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第２編第２章第 13 節輸送計画（P60）の定めるところにより関係機関に協力を要請する。

（４）　警察官又は海上保安官（基本法第 61 条、警察官職務執行法第４条）

ア　警察官又は海上保安官は、前１（１）イにより町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

イ　警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

（５）自衛隊(自衛隊法第 94 条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ア　町民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第４条)

イ　他人の土地等への立入(警察官職務執行法第６条第１項)

ウ　警戒区域の設定等(基本法第 63 条第３項)

エ　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第 64 条第８項)

オ　町民等への応急措置業務従事命令(基本法第 65 条第３項)

## ２　避難措置における連絡、助言、協力及び援助

（１）連絡

町、道(胆振総合振興局)、北海道警察本部(苫小牧警察署)、第一管区海上保安本部(室蘭海上保安部)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

（２）助言

ア　町

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している室蘭地方気象台及び砂防海岸事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

イ　国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとし、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

（３）協力、援助
ア　苫小牧警察署
町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。
イ　室蘭海上保安部
避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

## ３　避難指示等の基準

避難のための立ち退き指示等の発令基準は、原則として次のような場合とする。
（１）報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）又は津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報（特別警報）又は津波警報の通知を受けたとき。
（２）強い地震を感じたとき（概ね震度５弱以上）又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ、必要があると認めるとき。
（３）火災が発生し、延焼拡大のおそれがあると判断したとき。
（４）地震による土砂崩れ等の兆候があり、土砂災害の発生のおそれがあると認められるとき。
（５）法令の規定により自ら災害に関する警報を発表したとき。
（６）その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命又は身体を保護するため必要と判断したとき。

## ４　避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に町民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、町民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ＳＮＳ、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努め、町民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。
（１）避難指示等の理由及び内容
（２）指定緊急避難場所等及び経路
（３）火災、盗難の予防措置等
（４）携行品等その他の注意事項
注）津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、町民に周知する。

## ５　避難方法

（１）避難誘導
ア　避難誘導は、町職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。
町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への

避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を町民がとれるように努めるものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

イ　津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

ウ　町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや、退避の判断基準を定め、町民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

（２）移送の方法

ア　避難は、避難者が各個に行うことを原則とする。

イ　町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

## ６　避難行動要支援者の避難行動支援

（１）町の対策

ア　避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

イ　避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

ウ　避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

（ア）指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

（イ）病院への移送

（ウ）施設等への緊急入所

エ　応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

オ　在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

カ　応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

（２）外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

ア　多言語による広報の充実
イ　避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
ウ　外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

## 7　避難路及び避難場所等の安全確保

町民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

## 8　被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 9　指定避難所の開設

（1）町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、町民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

（2）町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努める。

特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者については、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

（3）町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

（4）町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

（5）町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。

（6）町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

（7）避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

## １０　指定避難所の運営管理等

（１）町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

　また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

（２）町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

　なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

（３）町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

（４）町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともにやむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

（５）町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

　また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（６）町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。

　なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

　また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

（７）町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

（８）町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

　また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

（９）町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要

な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(10) 道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」（北海道）を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

(11) 苫小牧警察署は、避難期間等を鑑みて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。

(12) 道及び町は、災害の規模等を鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(13) 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

(14) 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

(15) 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(16) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

(17) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

## １１　広域避難

（１）広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

（２）道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

（３）道外への広域避難

ア　町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ　町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、（１）によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

（４）避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

（５）関係機関の連携

ア　道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、

関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

イ　道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

## １２　広域一時滞在

（１）道内における広域一時滞在

ア　災害発生により、被災町民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災町民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ　道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ胆振総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ　町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災町民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災町民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災町民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

エ　町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災町民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

オ　町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災町民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

カ　協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災町民への支援に関係する機関に通知する。

キ　知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

（２）道外への広域一時滞在

ア　災害発生により、被災町民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災町民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

イ　知事は、町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

ウ　道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

エ　知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ　町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災町民への支援に関係する機関に通知する。

カ　町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を

知事に報告し、公示するとともに避難所の管理者等の被災町民への支援に関係する機関に通知する。

キ　知事は、町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。

ク　知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

（３）広域一時滞在避難者への対応

道及び町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災町民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災町民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

（４）内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町又は道が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

## 第３節　地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。このため、被災地の地元町民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

### １　消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防ぎょし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

### ２　火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

（１）住宅密集地域の火災危険区域
（２）崖崩れ、崩壊危険箇所
（３）津波等による浸水危険区域
（４）特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

### ３　相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

（１）消防相互応援
（２）広域航空消防応援
（３）緊急消防援助隊による応援

### ４　地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防ぎょ活動及び町民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

（１）消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職、団員の召集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

（２）消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

（３）応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での町民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

（４）初期消火の徹底

町民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の町民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

## 第４節　津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

### １　津波警戒体制の確立

町など次の機関は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

（１）町

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

（２）北海道警察（苫小牧警察署）

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体にこれら警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

（３）第一管区海上保安本部（室蘭海上保安部）

緊急通信等により、船舶に対し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

### ２　町民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合もしくは海面監視により異常現象を発見した場合、沿岸市町村長及び関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

（１）町

町長は、沿岸町民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示を行うとともに、指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの津波避難ビルなどに緊急避難するよう伝達する。

（２）北海道警察（苫小牧警察署）

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体にこれら警報等の内容を伝達するとともに、沿岸を管轄する警察署長は、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

（３）第一管区海上保安本部（室蘭海上保安部）

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を指示するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

### ３　災害情報の収集

北海道警察（苫小牧警察署）及び第一管区海上保安本部（室蘭海上保安部）は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る。

## 第５節　災害広報・情報提供計画

地震・津波災害時には、町民に対し、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動が取れるようにするとともに、広聴活動を展開し、被災者の動向と要望事項の把握に努めるものとし、第２編第２章第３節災害広報・情報提供計画（P44）の定めるところによる。